

酒広組監発第26号  
令和8年1月26日

酒田地区広域行政組合  
管理者 酒田市長 矢口明子様

酒田地区広域行政組合  
監査委員 大石 薫

監査委員 石川武利

#### 定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いします。

記

#### 1 監査対象及び監査の期間

監査対象	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
酒田地区広域行政組合 事務局	10月31日	11月28日～ 1月26日	12月26日

#### 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

#### 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

---

## 酒田地区広域行政組合 事務局

### 指摘事項

#### 【支出事務】

##### ○債権者を誤って支払ったもの

A社へ支払うべき車両修繕等の費用 46,717 円を、誤ってB社に令和 6 年 11 月 20 日に支払った。B社から指摘を受け、令和 6 年 11 月 28 日に当該金額を市の口座へ戻入処理し、正当な債権者であるA社に対しては令和 6 年 11 月 25 日に支払った。

このことは、酒田地区広域行政組合の事務に対する信頼を損なうものであり、今後は担当者のみならず、決裁過程においても請求書や振込先の内容を十分に確認し、適切な事務処理を徹底すること。

### 注意事項

#### 【事務事業】

##### ○事務決裁規程に違反しているもの

工事に関する業務委託や物品の購入に係る契約伺の決裁責任者は、酒田地区広域行政組合事務決裁規程第 2 条及び第 3 条の規定により、予定価格の額に応じて区分されている。しかし、決裁責任者を予定価格ではなく、契約額を基準に手続を進めた事例があった。

酒田地区広域行政組合事務決裁規程にのっとり適正な事務執行を行うこと。

#### 【内容】

- ・令和 6 年度 汚泥再生処理センター整備に係る発注支援業務委託

決裁すべき者：事務局長

決 裁 者：施設主幹

- ・令和 7 年度 液化酸素の購入

決裁すべき者：副管理者

決 裁 者：事務局長

- ・令和 7 年度 ポリマー（カチオン系）の購入

決裁すべき者：事務局長

決 裁 者：施設主幹

#### 【契約】

##### ○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褷が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

#### 【内容】

- ・令和 7 年度 し尿処理施設反応槽ほか清掃点検業務委託

## ○契約書どおりの履行確認が行われていないもの

令和 7 年度に締結されたデジタル無線施設保守業務委託契約について、契約書第 2 条で「月毎の委託業務（上期（4～9 月）及び下期（10～3 月）の委託業務）を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。」「委託者は、前項の業務完了報告書等を受理したときには、その日から起算して 10 日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。」と定めている。しかし、契約書どおりの履行を確認したことを示す業務完了報告書等はなかった。

今後は契約書にのっとり適切な履行確認を行うこと。

## 【重要物品の状況】

### ○決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの及び誤っていたもの

令和 4 年 12 月 14 日に納入された「メインストレッチャー（松山分署）」及び令和 5 年 12 月 25 日に納入された「ストレッチャー（平田分署）」について、令和 6 年度決算関係書類である「財産に関する調書」への登載が漏れていた。また、生体情報モニターの数量については 11 台と記載すべきところを 12 台と誤って記載し、自動人工呼吸器についても 1 台のところを 2 台と誤記していた。

令和 7 年度の決算では、これらの遺漏がないように調書を作成するとともに、定期的な現況確認などにより適正な物品管理を行うこと。